

こ成環第6号  
令和5年4月12日  
第一次改正 こ成環第139号  
令和6年4月8日  
第二次改正 こ成環第174号  
令和7年4月8日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

### 放課後児童対策支援事業の実施について

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の実情に応じて、放課後や週末等に児童が安心して過ごせる居場所を確保し、もって次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、放課後児童対策支援事業を次により実施し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成31年3月29日子発0329第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「放課後児童対策支援事業の実施について」は、令和5年3月31日限りで廃止する。

### 記

- 第1 事業の種類
- 1 放課後居場所緊急対策事業

2 小規模多機能・放課後児童支援事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 放課後居場所緊急対策事業実施要綱（別添1）
- 2 小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱（別添2）

## 別添1 放課後居場所緊急対策事業

### 1 趣旨

放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館、小学校等の既存の社会資源を活用することにより、放課後にこどもの安全・安心な居場所を提供するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童（以下、「待機児童」という。）の受け皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

### 4 対象児童等

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童を対象とする。

また、利用児童数については、事業を実施する施設の規模や職員体制、利用状況等を踏まえ、児童が安全に過ごすことができる人数を勘案して設定するものとする。

### 5 職員体制等

市町村が適切と認めた者を1人以上配置すること。なお、事業の実施に際しては、既存施設に従事する職員等と密接に連携し、その協力体制のもとで行うものとする。

### 6 開所日数等

開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日2時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定することとする。

## 7 実施場所等

児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用して実施すること。また、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等）を備えるものとする。

## 8 留意事項

- (1) 事業の実施に際しては、学校、家庭と連絡体制を構築し、こどもの状況・居場所等について必要に応じて情報共有を行うとともに、小学校の下校後、直接事業実施施設を利用できるよう小学校との協力体制を構築すること。  
また、入退館時間や送迎等にも十分注意を払い、事業実施施設と学校間、自宅間の往来に係るこどもの安全確保について留意すること。
- (2) こどもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、こどもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。
- (3) 本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入するものとする。
- (4) 本事業を利用する待機児童の保護者に対しては、放課後児童クラブへの入所待機を継続するか、適宜確認すること。

## 9 対象事業の制限

- (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- (3) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 10 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

## 別添2 小規模多機能・放課後児童支援事業

### 1 趣旨

中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を実施するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容等

(1) 小規模な放課後児童の預かり事業（以下「預かり事業」という。）の実施を必須とし、一体的に実施する事業・施設として、保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議において審議され適当と認められた事業・施設（以下「一体的に実施する事業・施設」という。）を1つ以上実施すること。なお、預かり事業及び一体的に実施する事業・施設は、同一施設内で実施し、両事業は連携・協力関係のもとに利用児童の安全を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施すること。また、一体的に実施する事業・施設に、人員配置などの最低基準がある場合には、それぞれの事業・施設の設備運営基準を満たした上で、人員配置などの最低基準を超えた体制により、預かり事業に協力できる場合であって、当該事業・施設の運営に支障が出ない限りにおいて一体的に実施する事業・施設とすることができる。

(2) 預かり事業と市町村が独自に実施する子育て支援事業（子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供を行う）及び子育ての負担軽減等を図るために市町村が独自に実施する乳幼児の預かり事業（以下「独自事業」という。）を一体的に実施し、地域の子育て支援の展開を図ること。なお、預かり事業及び独自事業は、同一施設内で実施し、両事業は連携・協力関係のもとに利用児童の安全を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施すること。

### 4 対象児童及び職員体制

預かり事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、おおむね10人未満とする。

3(1)の事業を実施するにあたっては、預かり事業の職員は、市町村が適切と認めた者（預かり事業の職員は放課後児童支援員が望ましいこと）を1人以上配置し、一体的に実施する事業・施設の職員と密接に連携し、その協力体制のもとで行うこと。

3(2)の事業を実施するにあたっては、預かり事業及び独自事業の職員は、市町村が適切と認めた者（預かり事業の職員は放課後児童支援員が望ましいこと）を合計2人以上配置し、当該事業に従事する職員は密接に連携し、その協力体制のもとで行うこと。

## 5 開所日数及び開所時間

預かり事業を開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日3時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定することとする。

## 6 実施場所及び設備等

実施場所は、児童福祉施設などや空き店舗、公営住宅等の空きスペース等、既存施設の活用により実施することとし、職員の連携・児童の相互交流が図られるよう、同一施設内での実施を原則とする。また、預かり事業においては、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等）を備えるものとする。

## 7 留意事項等

- (1) 地域子ども・子育て会議において、本事業の必要性が評価された場合に限り実施できるものとする。また、利用児童の安全性や衛生的な環境を確保するための方策を市町村で検討し、事業の実施にあたっては、市町村と連携すること。
- (2) 預かり事業について、こどもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、こどもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。
- (3) 本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入するものとする。

(4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 8 費用

(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。